

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
<p>一〇四十二（略）</p> <p>四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを発生させる構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>ヘ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p> <p>四十四 電気回路を短絡させるアクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三三グラム以下であること。</p>	<p>一〇四十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電気回路を短絡させる構造であること。
- ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。